

会社分割に関する事前備置書類

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条第 7 号並びに

会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条第 8 号に基づく変更)

ユニ・チャーム株式会社

ユニ・チャームプロダクツ株式会社

2023年12月21日

ユニ・チャーム株式会社とユニ・チャームプロダクツ株式会社との

吸収分割に係る事前開示事項の変更について

愛媛県四国中央市金生町下分 182 番地

ユニ・チャーム株式会社

代表取締役 高原 豪久

愛媛県四国中央市金生町下分 130 番地

ユニ・チャームプロダクツ株式会社

代表取締役 関 忍

ユニ・チャーム株式会社(以下「吸収分割会社」といいます。)及びユニ・チャームプロダクツ株式会社(以下「吸収分割承継会社」といいます。)との間で、2023年2月22日付で吸収分割契約書(以下「本件契約」といいます。)を締結し、2024年1月1日を効力発生日として、吸収分割承継会社が、吸収分割会社のペットケア製品の製造に係る事業に関して有する権利義務をする吸収分割(以下「本件吸収分割」といいます。)を行うことを決定し、同年3月8日付で、本件吸収分割に関し、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条、並びに会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づく事前開示事項を記載した書類(以下「本事前開示書類」といいます。)の備置を行いました。今般、本事前開示書類の内容に変更が生じました。そこで、会社法施行規則第183条第7号及び第192条第8号に基づき、本事前開示書類における「1.本

件契約の内容」に下記のとおり修正いたします。(下線は修正箇所を示しております。)

(変更前)

1. 本件契約の内容(会社法第 782 条第 1 項及び同法第 794 条第 1 項)

別紙 1 のとおりです。

(変更後)

2. 本件契約の内容(会社法第 782 条第 1 項及び同法第 794 条第 1 項)

別紙 1 のとおりです。

また、吸収分割契約書の内容について、吸収分割会社及び吸収分割承継会社の  
間で、別添のとおり、2023 年 12 月 21 日付で覚書を締結いたしました。

(省略)

別添 覚書（添付のとおり）



## 覚書

ユニ・チャーム株式会社とユニ・チャームプロダクツ株式会社は、2023年2月22日に両当事者間で締結された「吸収分割契約書」(以下「原契約」という。)における効力発生日の変更について、以下のとおり覚書(以下「本覚書」という。)を締結する。

### 第1条(効力発生日の変更)

両当事者は、原契約第6条に定める効力発生日を、2024年1月1日から2024年5月1日に変更する。

### 第2条(本覚書の効力)

1. 本覚書は、2023年12月21日に効力を生じ、原契約と同じ期間、有効とする。
2. 原契約が理由の如何を問わず終了した場合、本覚書は当然にその効力を失う。

### 第3条(原契約の効力)

1. 本覚書で明示的に言及された変更を除き、原契約の各条項の内容は、本覚書の締結により何ら影響を受けず、従前通りの効力を有し、本覚書で使用される文言は、原契約で使用される定義に従う。
2. 前項の規定にかかわらず、本覚書と原契約との間で抵触する条項については、本覚書の条項が優先する。

以上、本覚書締結の証として、本書2通を作成し、両当事者が記名押印の上、各1通を保有する。

2023年12月21日

UC:

ユニ・チャーム株式会社  
代表取締役 社長執行役員  
高原 豪久

UCP:

ユニ・チャームプロダクツ株式会社  
代表取締役 社長執行役員  
関 忍